(5) 代表者の氏名
桑原　徹郎
(6) 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分
(7) 評価の業務を行う事務所の所在地
長崎県長崎市元船町十七番一号
(8) 法第十三条の評価員の氏名
平野　傳、北島　勝幸、志岐　義之、川崎　太一、烏山　克己、五反田　清、林　冨士朗、坂井　康敏、中村　靖人、宅島　衛治、平田　潔
(9) 役員の氏名
桑原　徹郎、宮原　和明、平野　傳、大場　光洋、御所　健剛、谷村　隆三、前田　富雄、松谷蒼一郎、池田　賢一、近藤　正敏、三谷　利博
(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
平野　傳
(11) 評価の業務を行う区域
長崎県全域

○九州地方整備局告示第百十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。
平成二十二年十月十二日
九州地方整備局長　岡本　博

(1) 登録年月日
平成二十二年十月三日
(2) 登録番号
九州地方整備局長　4
(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人熊本県建築住宅センター
(4) 住所
熊本県熊本市神水一丁目三番一号
(5) 代表者の氏名
牧野　雄二
(6) 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分
(7) 評価の業務を行う事務所の所在地
熊本県熊本市神水一丁目三番一号
(8) 法第十三条の評価員の氏名
岡村　英憲、松本　信男、天野　哲徳、亀田　裕貴、三宅　康則、黒川　隆運、平野　和哉、岩佐　敏憲、堀田　実、齋藤　信子
(9) 役員の氏名
牧野　雄二、岩下　修一、宮島　利修、三上　侃人、古川　裕久、上田精一郎、荒木　幸介
(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
田邉　肇
(11) 評価の業務を行う区域
熊本県全域

○九州地方整備局告示第百十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。
平成二十二年十月十二日
九州地方整備局長　岡本　博

(1) 登録年月日
平成二十二年十月三日
(2) 登録番号
九州地方整備局長　5
(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人大分県建築住宅センター
(4) 住所
大分県大分市王子港町一番十七号
(5) 代表者の氏名
立花　充康
(6) 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分
(7) 評価の業務を行う事務所の所在地
大分県大分市王子港町一番十七号
(8) 法第十三条の評価員の氏名
高橋　靖、衛藤　祐介、奥津　繁美、小林　秀弘、加来　久生、牧　博史、吉良　勝美、青柳　善男、河野　勝廣、瀬口　正人、田城　隆治、田金　孝昭、首藤　敦史、田﨑　誠、幡谷　謙、藤原　直樹、山村　増廣、山本　伸二
(9) 役員の氏名
立花　充康、高橋　靖、松井　健治、芳山　憲祐、永松　博文、畑田　和男、井上　正文、平居　孝之、安東　忠、久保　隆、鶴原　一典、古野　睦、内田　剛、池田　哲也
(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
衛藤　祐介
(11) 評価の業務を行う区域
大分県全域

○九州地方整備局告示第百十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。
平成二十二年十月十二日
九州地方整備局長　岡本　博

(1) 登録年月日
平成二十二年十月三日
(2) 登録番号
九州地方整備局長　6
(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人宮崎県建築住宅センター
(4) 住所
宮崎県宮崎市恒久一丁目七番地十四
(5) 代表者の氏名
倉掛　正志
(6) 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分